

生食発1227第8号
令和4年12月27日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長 } 殿
{ 特別区区長 }

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱の一部改正について

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生水準の維持向上を図るために必要な措置については、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について」(昭和58年3月29日環指第39号)により、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱」を定めているところです。

本年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱」を別紙のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、必要に応じ条例又は要綱等の改正を行う等の措置を採られるよう御配慮をお願いします。

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱（昭和 58 年 3 月 29 日環指第 39 号）

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 ～ 第 3 （略）</p> <p>第 4 管理 営業者は、次に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 衛生管理責任者等の選任</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二）衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。<u>ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>（三）～（五）（略）</p> <p>二 講ずべき措置（略）</p> <p>第 5 （略）</p>	<p>第 1 ～ 第 3 （略）</p> <p>第 4 管理 営業者は、次に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 衛生管理責任者等の選任</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二）衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。</p> <p>（三）～（五）（略）</p> <p>二 講ずべき措置（略）</p> <p>第 5 （略）</p>